

尾三消防組合議会会議録 令和5年第1回臨時会

招集場所	尾三消防本部庁舎 3階議場	書記長 塚 田 力
会 期	自 令和5年5月26日 至 令和5年5月26日	1日間
出席議員数	議員定数 15名	
出席議員	1 番 議 員 青木けんじ 3 番 議 員 毛 受 明 宏 5 番 議 員 山田かずひこ 7 番 議 員 大屋よしお 9 番 議 員 山 田 久 美 11 番 議 員 中野まさひろ 13 番 議 員 小 嶋 立 夫 15 番 議 員 渡 邊 郁 夫	2 番 議 員 岡島ゆみこ 4 番 議 員 伊藤真規子 6 番 議 員 山田けんたろう 8 番 議 員 福 安 淳 也 10 番 議 員 加藤のぶひさ 12 番 議 員 水 川 淳 14 番 議 員 塚 本 克 彦
欠席議員	なし	
説明のために出席した者の職・氏名	管 理 者 小 山 祐 副 管 理 者 吉 田 一 平 副 管 理 者 井 俣 憲 治 消 防 長 佐 野 耕 三 次長兼予防課長 松 尾 孝 司 次長兼特別消防隊長 高 橋 雄 介 総 務 課 長 水 野 徳 泰	副 管 理 者 小 浮 正 典 副 管 理 者 近 藤 裕 貴 事 務 局 長 竹 内 勇 治 次長兼消防課長 村 瀬 昭 二 次長兼指令課長 近 藤 和 則 会 計 管 理 者 加 藤 憲 明 総務課専門監 富 村 尚 志
職務のため出席した総務課職員の職・氏名	総 務 課 主 幹 深 谷 基 二 総務課課長補佐 山 崎 充	総務課課長補佐 加 藤 敦
職務のために出席した者の職・氏名	書 記 長 塚 田 力 書 記 小 林 大 介	
会議録署名者	1 番 議 員 青木けんじ	2 番 議 員 岡島ゆみこ

会 議 に 付 し た 議 案 及 び 審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	結 果
承認第 1 号	専決処分の承認について（尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）	原案 承認
議案第 8 号	尾三消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
議案第 9 号	尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	原案 可決
議案第 10 号	令和 5 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 1 号）	原案 可決
議案第 11 号	財産の取得について（はしご付消防自動車）	原案 可決
議案第 12 号	財産の取得について（救助工作車Ⅱ型）	原案 可決
議案第 13 号	財産の取得について（大型水槽車 2 台）	原案 可決
議案第 14 号	財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型）	原案 可決
議案第 15 号	財産の取得について（高規格救急自動車・高度救命処置用資機材）	原案 可決
議案第 16 号	監査委員の選任について	原案 可決

令和 5 年第 1 回尾三消防組合議会臨時会会議録

下記議案議決のため、令和 5 年 5 月 26 日午後 2 時から、令和 5 年第 1 回尾三消防組合議会臨時会が、尾三消防本部庁舎 3 階議場に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 管理者あいさつ |
| 日程第 2 | 仮議席の指定 |
| 日程第 3 | 議長選挙 |
| 日程第 4 | 議席の指定 |
| 日程第 5 | 会議録署名者の指名 |
| 日程第 6 | 会期の決定 |
| 日程第 7 | 副議長選挙 |
| 日程第 8 | 議会運営委員会委員の選任 |
| 日程第 9 | 承認第 1 号
専決処分の承認について（尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する
条例の一部を改正する条例） |
| 日程第10 | 議案第 8 号
尾三消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第 9 号
尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第 10 号
令和 5 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第13 | 議案第 11 号
財産の取得について（はしご付消防自動車） |
| 日程第14 | 議案第 12 号
財産の取得について（救助工作車Ⅱ型） |
| 日程第15 | 議案第 13 号
財産の取得について（大型水槽車 2 台） |
| 日程第16 | 議案第 14 号
財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型） |
| 日程第17 | 議案第 15 号
財産の取得について（高規格救急自動車・高度救命処置用資機材） |
| 日程第18 | 議案第 16 号
監査委員の選任について |
| 日程第19 | 管理者あいさつ |

出席議員（15名）

1 番 議 員	青木けんじ議員	2 番 議 員	岡島ゆみこ議員
3 番 議 員	毛受明宏議員	4 番 議 員	伊藤真規子議員
5 番 議 員	山田かずひこ議員	6 番 議 員	山田けんたろう議員
7 番 議 員	大屋よしお議員	8 番 議 員	福安淳也議員
9 番 議 員	山田久美議員	10 番 議 員	加藤のぶひさ議員
11 番 議 員	中野まさひろ議員	12 番 議 員	水川 淳 議 員
13 番 議 員	小嶋立夫議員	14 番 議 員	塚本克彦議員
15 番 議 員	渡邊郁夫議員		

説明のために出席した者の職・氏名（14人）

管 理 者	小 山 祐 君	副 管 理 者	小 浮 正 典 君
副 管 理 者	吉 田 一 平 君	副 管 理 者	近 藤 裕 貴 君
副 管 理 者	井 俣 憲 治 君	事 務 局 長	竹 内 勇 治 君
消 防 長	佐 野 耕 三 君	次長兼消防課長	村 瀬 昭 二 君
次長兼予防課長	松 尾 孝 司 君	次長兼指令課長	近 藤 和 則 君
次長兼特別消防隊長	高 橋 雄 介 君	会 計 管 理 者	加 藤 憲 明 君
総 務 課 長	水 野 徳 泰 君	総務課専門監	富 村 尚 志 君

職務のために出席した総務課職員の職・氏名（3名）

総 務 課 主 幹	深 谷 基 二 君	総務課課長補佐	加 藤 敦 君
総務課課長補佐	山 崎 充 君		

職務のため出席した者の職・氏名（2名）

書 記 長	塚 田 力 君	書 記	小 林 大 介 君
-------	---------	-----	-----------

午後 2 時開議

○臨時議長（小嶋立夫議員）

現在の出席議員数は 15 名です。よって、会議は成立しております。ただいまから令和 5 年第 1 回尾三消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに議事日程に従い会議を進めます。

日程第 1、管理者あいさつをお願いいたします。小山管理者

○管理者（小山祐）

本日ここに、令和 5 年第 1 回尾三消防組合議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には、公私ともご多用の中、ご参集賜り心よりお礼申し上げます。本臨時会は、組合構成市町の議員構成が新たなものとなり、初めての組合議会でございます。議員各位におかれましては、尾三消防組合の発展のため、適切なご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会において提出いたします議案は、専決処分の承認のほか議案第 8 号から第 16 号までの合計 10 案件でございます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、全議案可決いただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

○臨時議長（小嶋立夫議員）

日程第 2、仮議席の指定を行います。議事進行上、仮議席はただ今、着席の議席としてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、仮議席はただ今着席の議席とします。

○臨時議長（小嶋立夫議員）

日程第 3、議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選にしたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、臨時議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定しました。

尾三消防組合議会議長に 15 番渡邊郁夫議員を指名いたします。

お諮りします。ただ今、臨時議長において指名しました 15 番渡邊郁夫議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。15 番渡邊郁夫議員が議長に当選しました。

議長に当選された 15 番渡邊郁夫議員が議場におられますので、尾三消防組合議会の会議に関する規則第 25 条第 2 項の規定により、本席において告知します。

これで私の職務は、終了いたします。皆様のご協力に感謝を申し上げます。

それでは、議長に当選されました 15 番渡邊郁夫議員から議長就任のごあいさつをいただきます。議長席へご登壇願います。

〔議長渡邊郁夫議員登壇〕

○議長（渡邊郁夫議員）

ただ今、議員各位のご推挙により、尾三消防組合議会議長の要職に就任させていただくことになりました渡邊郁夫でございます。尾三消防組合の進展、そして尾三消防組合議会が円滑に運営できるよう誠心誠意努めてまいりたいと思っております。皆さま方の格別なるご支援ご協力を賜りますよう、心よりお願いを申し上げまして、簡単でございますが就任のあいさつとさせていただきます。

直ちに議事日程に従い会議を進めます。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第 4、議席の指定を議題といたします。議席の指定については、尾三消防組合議会の会議に関する規則第 3 条にくじで定めるとありますが、議長において指定させていただければと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員各位の議席番号と氏名を指定いたします。1 番青木けんじ議員、2 番岡島ゆみこ議員、3 番毛受明宏議員、4 番伊藤真規子議員、5 番山田かずひこ議員、6 番山田けんたろう議員、7 番大屋よしお議員、8 番福安淳也議員、9 番山田久美議員、10 番加藤のぶひさ議員、11 番中野まさひろ議員、12 番水川淳議員、13 番小嶋立夫議員、14 番塚本克彦議員、15 番渡邊郁夫以上、指定しましたとおり議席を決定いたします。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第 5、会議録署名者の指名を行います。会議録署名者には、尾三消防組合議会の会議に関する規則第 53 条の規定により 1 番青木けんじ議員、2 番岡島ゆみこ議員を指名いたします。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第 6、会期の決定を議題にいたします。

お諮りいたします。会期は、本日 1 日と決定して、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決定いたしました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第7、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選することとしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選に決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長から指名することとしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長から指名することと決定しました。

尾三消防組合議会副議長に3番毛受明宏議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名しました3番毛受明宏議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。3番毛受明宏議員が副議長に当選しました。

副議長に当選されました3番毛受明宏議員が議場におられますので、尾三消防組合議会の会議に関する規則第25条第2項の規定により、本席において告知いたします。ここで、副議長の毛受明宏議員にごあいさつをいただきます。毛受明宏議員

○副議長（毛受明宏議員）

ただいま議長からご指名をいただき、また議員各位のご推挙によりまして、尾三消防組合議会副議長に選ばれましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

今後は、議会運営が円滑、かつ、公正になされますよう、誠心誠意努力をしてまいりますので、皆様方のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第8、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。委員の選任につきましては、尾三消防組合議会運営委員会条例第5条の規定により、議長から指名することとしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。指名いたします。1番青木けんじ議員、6番山田けんたろう議員、7番大屋よしお議員、11番中野まさひろ議員、13番小嶋立夫議員以上5名を、議会運営委員に指名いたします。

ここで、暫時休憩とし、その時間を利用して、議会運営委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を行なっていただきます。

再開は、委員会終了後とします。暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後 2 時 20 分開議

○議長（渡邊郁夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただ今の出席議員は、15 名であります。

ここで、休憩中に議会運営委員会の正副委員長を互選していただきましたので、ご報告申し上げます。議会運営委員会委員長 6 番山田けんたろう議員、議会運営委員会副委員長 7 番大屋よしお議員以上であります。

それでは、委員長にご就任いただきました山田けんたろう議員にごあいさつをいただきます。

○委員長（山田けんたろう議員）

平成 30 年の広域化後、6 回目の組合議員として大きな節目と責任を感じています。

今後も組合議会が円滑に進みますよう努めてまいりますので、皆さまのご協力を賜わりますようお願い申し上げ簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。

○議長（渡邊郁夫議員）

ただいま互選されました正副委員長には、円滑な議事運営を今後ともよろしく願います。

お諮りします。委員会の所管事項については、地方自治法第 109 条第 3 項に規定されておりますが議会運営に関すること及び議長の諮問に関する事項等については、閉会中も審査する必要がありますので、地方自治法第 109 条第 8 項の規定により、議会運営委員会に、その所管に属する事務について閉会中も調査、研究することを付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会にその所管事項について閉会中もなお、調査研究することを付託することに決定いたしました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第 9、承認第 1 号専決処分の承認について、尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題にいたします。

議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。議案第 1 号専決処分の承認については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を専決処分した件につきまして同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める必要があるからです。

令和 5 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患

者に対する医療に関する法律上の五類感染症に位置付けられたことに伴い、人事院規則の一部改正に合わせて新型コロナウイルス感染症の傷病者に接触し、消防業務に従事した職員に支給する出動手当を廃止したものです。

○議長（渡邊郁夫議員）

これより承認第1号に対する質疑を許します。議会運営に関する申し合わせ事項により質疑時間は15分以内とし、質疑回数は制限ないものとします。また、関連質疑は認めないこととします。通告により質疑を許可いたします。9番山田久美議員。

◇9番（山田久美議員）

新型コロナウイルス感染症の傷病者に接触し、消防業務に従事した者に1日3,000円が支払われていたものが削除されたのは、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことによるもののでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更となりました。それに伴い、新型コロナウイルス感染症の傷病者に接触した職員への出動手当の支給根拠である国の人事院規則が一部改正され、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例が廃止されたため、これに基づき条例内の別表から出動手当第3号を削除したものです。

◎議長（渡邊郁夫議員）

9番山田久美議員

◇9番（山田久美議員）

消防士は地方公務員の為、特殊勤務手当の支給額は自治体によって支給の基準が設けられ、危険な仕事や精神的苦痛を伴うとされる勤務に携わる公務員に支給されるものとあります。

新型コロナウイルス感染症の傷病者に接触をし、罹患し重症化したとしても特殊勤務手当は支給されなくなるという事なののでしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

改正後は、新型コロナウイルス感染症の傷病者に接触した場合の特殊勤務手当の支給はございません。引き続き、出動の際は感染防止対策の徹底を図って参りたいと考えております。

◎議長（渡邊郁夫議員）

以上で議案に対する質疑を終わります。これより討論に入ります。

承認第1号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。承認第1号は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第1号は承認することに決定されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第10、議案第8号尾三消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例を議題にいたします。議案の説明を求めます。塚田監査委員事務部局書記長。

○監査委員事務部局書記長（塚田力）

書記長、塚田。この案を提出するのは、監査及び請願の着手期限並びに例月出納検査の例日並びに監査委員の審査内容について、改正をする必要があるからです。施行期日につきましては、公布の日からとします。

○議長（渡邊郁夫議員）

これより議案第8号に対する質疑を許します。通告により質疑を許可いたします。9番山田久美議員。

◇9番（山田久美議員）

第8条の改正後に法第241条第5項を追加する理由は何でしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

塚田監査委員事務部局書記長

○監査委員事務部局書記長（塚田力）

書記長、塚田。当組合では、消防施設の整備及び維持管理のため、特定目的基金であります尾三消防組合消防施設整備等基金を設置しています。

このことに伴いまして、決算審査において特定目的基金について、監査委員による

審査に付する必要があるため、地方自治法第 241 条第 5 項を追加するものです。

◎議長（渡邊郁夫議員）

以上で議案に対する質疑を終わります。これより討論に入ります。

議案第 8 号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第 8 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第 11、議案第 9 号尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題にいたします。議案の説明を求めます。松尾次長兼予防課長

○次長兼予防課長（松尾孝司）

次長兼予防課長の松尾です。この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、改正する必要があるからです。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとしますが第 11 条の 2 第 1 項の規定につきましては、令和 5 年 10 月 1 日とするものであります。経過措置として、現に設置又は設置工事中のものについては、現行の規定に準ずる規定を定めております。

○議長（渡邊郁夫議員）

議案第 9 号については、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。議案第 9 号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。議案第 9 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第 12、議案第 10 号令和 5 年度尾三消防組合一般会計補正予算第 1 号を議題に

いたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。補正予算書の3ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ669万9千円を増額し、予算の総額を42億1,131万4,000円とするものです。

10、11ページをご覧ください。款7項1目1繰入金669万9,000円は、財政調整基金からの繰入です。

12ページ、13ページをご覧ください。歳出の款2総務費項1総務管理費目1一般管理費の節12委託料は、消防救急デジタル無線施設整備事業の損害賠償請求訴訟が和解に至り、顧問弁護士に支払う委託料が確定したことに伴うものです。

目4財産管理費の節14工事請負費は、議場の空調機器故障に伴い、取り替え工事を行うものです。

○議長（渡邊郁夫議員）

これより議案第10号に対する質疑を許します。通告により質疑を許可いたします。9番山田久美議員。

◇9番（山田久美議員）

歳出2款1項1目損害賠償請求訴訟弁護士委託料165万の内訳は何でしょうか。

◎議長（渡邊郁夫議員）

水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。平成24年3月28日、組合が㈱TTKと契約を締結した消防救急デジタル無線施設整備事業の工事請負契約に関し、納入した無線機器の製造販売業者である沖電気工業㈱が販売代理店である㈱TTKと共同で行った入札談合により、当組合が被った被害について賠償を請求する訴えを令和元年10月に提起していたものです。

令和5年2月に名古屋地方裁判所から示された和解勧告により、令和5年3月定例会において和解の議決をいただき、相手方から令和5年5月末までに2,000万円の和解金を支払うこと等の内容で和解が成立いたしました。

この損害賠償請求訴訟弁護士委託料の内訳としましては、委託契約に基づく弁護士への報酬が158万1,800円、本訴訟に関連する郵送料及び資料コピー代等の実費が6万7,758円、合計164万9,558円になります。

◎議長（渡邊郁夫議員）

以上で議案に対する質疑を終わります。これより討論に入ります。議案第10号に

対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。議案第 10 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第 13、議案第 11 号財産の取得について、はしご付消防自動車を議題にいたします。議案の説明を求めます。村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。この案を提出するのは、尾三消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、財産の取得に係る契約を締結するため必要があるからです。

事業名は、車両整備事業。はしご付消防自動車。納入場所は豊明消防署。契約金額は 2 億 1 千 87 万円。契約者は名古屋市東区矢田南一丁目 2 番 8 号、(株)モリタ名古屋支店、支店長伊藤晶広。契約の方法は、指名競争入札で応札は 8 社でございました。

○議長（渡邊郁夫議員）

議案第 11 号については、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。議案第 11 号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第 11 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第 14、議案第 12 号財産の取得について、救助工作車Ⅱ型を議題にいたします。議案の説明を求めます。村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。事業名は、車両整備事業。救助工作車Ⅱ型。納入場所は長

久手消防署。契約金額は1億3千491万5千円。契約者は豊田市高崎町欠ノ上23番地18、内外ガード㈱、代表取締役相羽清志。契約の方法は、指名競争入札で応札は9社でございました。

○議長（渡邊郁夫議員）

議案第12号については、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。議案第12号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第15、議案第13号財産の取得について、大型水槽車2台を議題にいたします。議案の説明を求めます。村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二君）

次長兼消防課長、村瀬。事業名は、車両整備事業。大型水槽車2台。納入場所は、みよし消防署及び豊明消防署。契約金額は1億1千572万円。契約者は名古屋市中区金山二丁目1番5号、平和機械㈱、代表取締役小野寛利。契約の方法は、指名競争入札で応札は10社でございました。

○議長（渡邊郁夫議員）

議案第13号については、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。議案第13号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第16、議案第14号財産の取得について、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動

車Ⅱ型を議題にいたします。議案の説明を求めます。村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二君）

次長兼消防課長、村瀬。事業名は、車両整備事業。災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型。納入場所は日進消防署西出張所。契約金額は5千665万円。契約者は名古屋市東区矢田南一丁目2番8号、㈱モリタ名古屋支店、支店長伊藤晶広。契約の方法は、指名競争入札で応札は9社でございました。

○議長（渡邊郁夫議員）

議案第14号については、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。

議案第14号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第17、議案第15号財産の取得について、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材を議題にいたします。議案の説明を求めます。村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二君）

次長兼消防課長、村瀬。事業名は、車両整備事業。高規格救急自動車・高度救命処置用資機材。納入場所は日進消防署。契約金額は3千979万9千999円。契約者は日進市浅田平子1丁目100番地、愛知トヨタ自動車㈱ツインカム店、店長中川貴裕。契約の方法は、指名競争入札で応札は7社でございました。

○議長（渡邊郁夫議員）

議案第15号については、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。

議案第15号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。議案第15号は、原

案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第 18、議案第 16 号監査委員の選任についてを議題とします。この議案は、地方自治法第 117 条の規定により除斥が必要です。12 番水川淳議員の退席を求めます。

〔12 番水川淳議員退場〕

提案者より議案の説明を求めます。小山管理者

○管理者（小山祐）

前任者の福安淳也氏が令和 5 年 4 月 29 日をもって尾三消防組合監査委員の職を離れましたので、新たに尾三消防組合議会議員の水川淳氏に監査委員をお願いするものです。この案を提出するのは、尾三消防組合同約第 9 条第 2 項の規定に基づき議会の同意を得る必要があるからです。経歴等は、次のページに添付してあります。

○議長（渡邊郁夫議員）

議案第 16 号については、質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。議案第 16 号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。これより採決いたします。

議案第 16 号を原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。事務局は、12 番水川淳議員を議席に案内して下さい。

〔12 番水川淳議員入場〕

ただ今、席に戻られました 12 番水川淳議員が監査委員に選任されましたので、ここでごあいさつをいただきます。12 番水川淳議員。

○12 番（水川淳議員）

監査委員としての職責を全うし、当組合の適正かつ効率的な運営に寄与させていただきたいと考えております。皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。

○議長（渡邊郁夫議員）

以上で本議会に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。本議会において、議決されました議案の条項・字句・数字・その他整理を要するものについて、その整理を議長に委任することとしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議決に付された全議案の条項、字句、数字その他整理を要するものについては、議長に委任することに決定いたしました。

○議長（渡邊郁夫議員）

日程第 19、管理者あいさつをお願いいたします。小山管理者

○管理者（小山祐）

先程は、上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、原案どおり議決をいただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。当組合は、広域化 6 年目を迎え、広域化により得られた消防力のスケールメリットを最大限に活用し、地域住民の負託に応えることができるよう業務の推進に努めております。

今後も、住民の皆様の安全安心な生活を守り、消防の使命を達成できるよう努力してまいり所存でございます。引き続き議員各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、今後も健康管理にご留意いただき、ますますご活躍されますよう祈念申し上げまして閉会のあいさつとさせていただきます。

○議長（渡邊郁夫議員）

先程は、本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

議員各位におかれましては、各市町におかれまして議員活動などご多用とは存じますがくれぐれもご自愛をいただき、今後も消防行政推進にご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

これをもちまして、令和 5 年第 1 回尾三消防組合臨時会を閉会いたします。

午後 2 時 51 分閉会

上記会議録が正確であることを署名する。

令和5年5月26日

議長

渡邊 郁夫

会議録署名者

青木 賢治

会議録署名者

岡島 ゆみこ